

企画セッション

◆ 標識法に基づく権利の限界点を探る ◆

本セッションでは、周知・著名商標の権利者が、商標法及び不正競争防止法（標識法）に基づいて、どこまで保護を求めることができるのかという実務上の問題意識から、その理論構成と限界点を検討する。権利者側の立場からのみでなく、保護を認めた場合の利用者側の不利益も踏まえ、産業の発展（それは時として、文化の発展という視点も必要との見方もある）にとって望ましい方向性を探ることを意識しながら、各発表者が発表し、それをもとに議論する。

【講演者】

<コーディネータ>

西村雅子（特許業務法人大島・西村・宮永商標特許事務所 パートナー弁理士、
東京理科大学大学院 知的財産戦略専攻 教授）

<パネリスト> (50音順)

大塚一貴（特許業務法人浅村特許事務所 弁理士）

小川 徹（MARK STYLER株式会社 管理本部 法務部 課長）

関 真也（TMI 総合法律事務所 弁護士）

服部謙太郎（竹田・服部法律事務所 弁護士）

安田和史（株式会社スズキアンドアソシエイツ取締役）

【内容】

いわゆる標識法に分類される商標法及び不正競争防止法（2条1項1号及び2号）の対象となる標章等の保護を図る上で、商標法における出願段階及び権利行使段階並びに不正競争防止法それぞれを検討するに当たっては、標章等が「類似」するか否か、ないし、商品等の出所について「混同のおそれ」が生じるか否かという視点から保護範囲を捉えていくことになる。

保護範囲については、実務上、権利者の利益と他人（利用者）の不利益の対立といった私人間の争いを事例的に捉えてしまう傾向があるが、本来は産業の発展といった視点も踏まえ、結論を導きだしていく必要があるのではないかという問題意識を持ち、各パネリストが以下をテーマに発表を行い、議論し、標識法の限界点を探る。

(1) パロディ（大塚、関）

希釈化・汚染防止を出発点とする商標法上の各概念の再構成による商標パロディの規制について検討する。さらに、信用・名声を害する目的、その他不正の目的、公序良俗違反を要件とする規定の趣旨なども考慮して検討する。

(2) 中古・加工品（小川）

一度、商標が付され流通におかれた商品に何らかの手が加えられ、再度、流通にのせたことによる商標上の問題について、従来の議論を踏まえ、商標の機能から改めて整理・検討する。

(3) インターネット上の標識の使用（服部、安田）

インターネット上の標識の使用については、著名商標・商品等表示の顧客吸引力を阻害するような行為が横行している状況にある。報告では、メタタグ、ハッシュタグ、バナー広告等を中心に我が国における法的議論や裁判上の解釈がどのように行われているのか等、その方向性を探る。

企画セッション

◆ 標識法に基づく権利の限界点を探る ◆

【略歴】

西村雅子 (にしむら まさこ) 特許業務法人大島・西村・宮永商標特許事務所 パートナー・
弁理士、東京理科大学大学院 知的財産戦略専攻 教授
文化ファッション大学院非常勤講師、日本商標協会理事、AIPPI 編集委員、知財学会誌編集委員

(以下、50音順)

大塚一貴 (おおつか かずたか) 特許業務法人浅村特許事務所 弁理士
1995年-1999年 ユニ・チャーム株式会社勤務、2001年-2003年 工藤一郎国際特許事務所勤務、
2003年-2004年 虎ノ門総合法律事務所勤務、2005年 弁理士登録、2005年-現在 特許業務法人浅村特許事務所勤務、
2011年-2012年 日本弁理士会 商標委員会委員、2015年-2016年 日本弁理士会 商標委員会副委員長

小川 徹 (おがわ とおる) MARK STYLER株式会社 管理本部 法務部 法務課 課長
2007年日本大学大学院法学研究科修了、同年コナミデジタルエンタテインメント株式会社 入社
法務知的財産本部勤務、2012年~現在 MARK STYLER株式会社 法務部勤務、2016年~現在 津田塾
大学非常勤講師、知財学会会員、Fashion law institute Japan 研究員

関 真也 (せき まさや) TMI 総合法律事務所 弁護士 (日本・ニューヨーク州)
2008年~現在 TMI 総合法律事務所 勤務 (弁護士)、2015年 南カリフォルニア大学ロースク
ール卒業 (LL.M., Entertainment Law Certificate)、2015年~2016年 Kirkland & Ellis LLP 勤務
(客員弁護士)、2016年~現在 津田塾大学非常勤講師、知財学会会員

服部謙太郎 (はっとり けんたろう) 竹田・服部法律事務所 弁護士・弁理士
2007年弁護士登録、2014年 弁理士登録 竹田綜合法律事務所、竹田・長谷川法律事務所を経て
2016年12月~竹田・服部法律事務所。2016年 日本弁理士会 不正競争防止法委員会委員、2016年
6月~ 株式会社平賀社外取締役、知財学会会員

安田和史 (やすだ かずふみ) 株式会社スズキアンドアソシエイツ 取締役
2010年東京理科大学大学院 イノベーション研究科知的財産戦略専攻 (MIP) 修了。2011年10月
~2012年3月国立大学法人電気通信大学先端領域教育研究センター産学官連携研究員。2012年
より MIP 非常勤講師 (現職)。2013年より第一工業大学非常勤講師 (現職)。2014年9月~2015
年3月一般社団法人日本知財学会マンガ・アニメ海賊版対策と正規版流通にかかる実態調
査委員会委員。